

奈良西

ロータリーカラブ

3

便り

奈良西ロータリーカラブ

猪上 正孝さん(49)

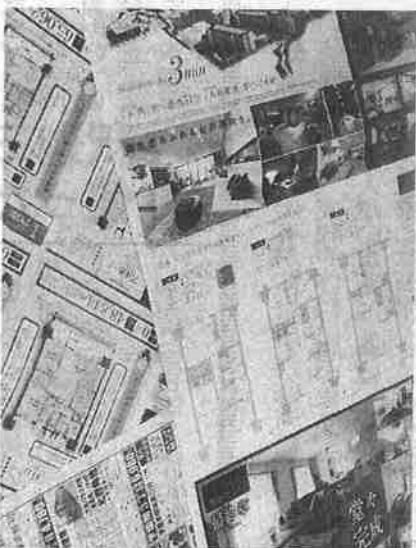
一般的には入学や転勤、異動などがあるが、3月と9月、11月ごろに、不動産の売買が多くなると言われる。そのため新聞などに折り込まれる不動産広告も多くなる。住宅購入の際の情報源としては、新聞折り込みや自宅へのチラシ、住宅情報誌、そしてインターネットが挙げられる。こ

うした不動産広告に関して問題となるのが、広告内容の不誠実さ。業者がより多くの反響を得ようと一線を超えた時に、消費者の誤解を招く恐れが生じる。

こうした問題を防ぐためには、不動産広告に対する規制がある。不動産広告での表示内容や方法については「宅地建物取引業

法」による定め(誇大広告の禁止、広告の開始期限の制限、取引態様の明示義務)をはじめ、不動産公正取引協議会による「不動産の表示に関する公正競争規約」で細かな広告表示ルールが定められている。

また、業界団体による自主規制の取り組みもある。電柱などに立てかけられた不動産広告に対する規制がある。不動産広告の表示内容や方法についても、「物件概要」には、物



新聞折り込みなどでよく目にする不動産広告チラシ

の分類、用途地域、建築率、容積率、間取り、販売価格といった内容が記載されている。購入後の住環境を気にするなら、用途地域の欄を確認しよう。

用途地域とは、都市計画法で建築できる建物と高さ、規模などを制限した12種類の地域のこと。住居、商業、工業の3系

た不動産広告の看板が近年消えた。これも自主規制の成果と言える。

たため、住宅系の地域と比べて日照条件の規制が緩く、高い建築物を建てたり、パチンコ店などの娯楽施設を建設できるケースが多くある。駅に近い利便性はいいが、将来街並みが変化しやすい。

こんなはずじゃなかつたと思わないためにも、しっかりと確認しておきたい。

件の所在地や最寄駅から

「物件概要」確認して

「物件概要」には、物

件の所在地や最寄駅から

毎月第3月曜日掲載